

入札条件 (測量・調査等用)			
業務名 (番号)	史跡桜井茶臼山古墳公有化 物件補償調査業務委託 (6文財第9号)		
履行期間	着手の日から 令和6年9月30日 まで		
開札日時	令和6年7月10日(水) 午前11時～		
今回の入札は下記の条件により行います。			
1 共通事項 別記事項のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、奈良県契約規則(昭和39年規則第14号)その他の法令、規則などに基づいて行います。			
2 条件事項			
入札方法	郵送	入札書宛先	奈良県知事 山下 真
入札回数	2回	入札保証金	免除
契約保証金	奈良県契約規則第19条による	前払金の請求	不可
予定価格	公表しない		
最低制限価格	設定しない		
* 質問は6月24日(月) 午後4時 までにメールにて提出してください。 質問に対する回答は7月1日(月) 午後3時以降 にホームページに記載します。			
3 入札辞退 入札を辞退されるときは「入札辞退届」を提出してください。			
受注者名		契約日	年 月 日
契約金額 (内、消費税相当額及び地方消費税相当額)	円	着手日	年 月 日
	(円)	完成日	年 月 日
● 契約書類は落札決定後遅滞なく提出してください。			

※閲覧後は、本仕様書を必ず文化財課まで返却してください。

奈良県 地域創造部

1. 入札者心得

- 1 入札室においては、静粛にしなければならない
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4 すでに投函した入札書の引き替え、変更又は取消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札に当たっては、他の入札者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書、技術提案書その他奈良県に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 7 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 8 ~~電子入札システムによる入札者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはならない。~~
- 9 入札者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。
- 10 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 11 次の各号に該当する入札は、無効又は失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
- 12 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額である。
- 13 投函入札においては、入札手続き執行途中で入札参加可能者が3者未満となったときあるいは入札時に入札参加者が3者未満となった場合は、その段階で入札手続きまたは入札を中止する。

2. 提出書類

＜測量・調査業務＞

提出書類名	部数	備考
◎契約締結時		
1 測量・調査業務等委託契約書	2部	税込み額を記入のこと。 別途メールでも提出すること。
2 主任技術者通知書、経歴書	1部	…項目4参照
3 業務工程表	1部	
4 作業計画書	1部	
5 公共工事契約保証証券等	1部	…項目3参照
6 再委託(変更)承諾申請書、通知書	1部	…項目5参照
7 課税事業者届、免税事業者届	1部	
◎貸与品等		
1 貸与物品、支給品受領書	1部	受領したとき。
2 支給品精算書	1部	使用済み時、または年度末日
◎設計変更時		
1 変更契約書	2部	別途メールでも提出すること。
2 業務工程表(変更)	1部	
◎履行期間延期時		
1 変更契約書	2部	別途メールでも提出すること。
2 履行期間延期願	1部	
3 業務工程表(変更)	1部	
◎完了時		
1 作業完了届	1部	
2 引渡書	1部	
3 請求書	1部	
◎その他		
・口座振替申出書兼相手方登録依頼書	1部	代金支払口座を新規または変更登録するとき。
(お願い) 代金の支払口座については、完了払い、前払いを問わず、県内金融機関を優先してご利用くださるようお願いいたします。		

3. 契約保証

落札者は、この契約締結と同時に、委託(請負)契約の債務不履行に備え、業務の完成を確保するための保証に付さなければなりません。

保証方式は**金銭的保証**とします。

a. 保証を要する業務 … **奈良県契約規則第19条によります。**
ただし、予定価格が1,000万円以上のものは、全て対象となります。

b. 履行保証措置 … 下記のいずれかの方法による保証を行ってください。

- (1) 銀行保証(銀行等)
- (2) 公共工事契約保証(建設業保証株)の各社
- (3) 公共工事履行保証(損害保険会社)
- (4) 履行保証保険契約の締結(損害保険会社)…保険証券を寄託のこと。

※保証(保険)期間には、契約日を含みます。

契約変更があった時

- (1) 銀行保証の場合…発注者に保証内容変更契約書を提出のこと。
- (2) 公共工事契約保証の場合…保証会社に変更契約書(写)を提出のこと。
- (3) 公共工事履行保証の場合…発注者に異動承認書を提出のこと。
- (4) 履行保証保険契約締結の場合…発注者に異動承認書を提出のこと。

ただし、変更契約により当初契約額の30%を越える増額変更となったときは、履行保証の変更手続きを行うこと。

c. 保証金額または保険金額 … 業務委託料(請負代金額)の10%以上

4. 技術者について

下記の者を選任して、氏名、その他必要な事項を届け出てください。

4. 測量・調査業務

・主任技術者…作業履行の技術上の管理を行う者

測量業務については、測量士で、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければなりません。

調査業務については、特記仕様書あるいは共通仕様書に定められている資格を有し、該当調査業務において十分な実務経験を有する者でなければなりません。

主任技術者は、常時雇用の者で、少なくとも3ヶ月以上の雇用関係にある者でなければなりません。また、担当技術者は、雇用関係にある者でなければなりません。

5. 再委託等について

- a. 業務を一括して再委託することと、設計図書で指定した主たる部分並びに設計図書で再委託を禁止した部分について第三者に委任し、または請け負わせてはいけません。
- b. 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは「再委託（変更）承諾申請書」及び「再委託（変更）通知書」を提出してください。

6. 業務実施上の注意

- a. 各業務とも設計仕様書のほか、奈良県土木部編「土木設計業務等委託必携」に記載の共通仕様書に基づき細心の注意を持って業務に当たること。
なお、契約書の様式は、奈良県ホームページに掲載しています。
◇<https://www.pref.nara.jp/27102.htm>
- b. 業務の実施に際して、事故や住民から苦情等があったときは、直ちに監督員に報告すること。
- c. 業務実施に必要な官公庁への諸手続は、原則として受注者が行うこと。

奈良県土木部編「土木設計業務等委託必携」は奈良県測量設計業協会にて販売しています。
(奈良市八条3丁目650-7番地)
Tel 0742-63-2557

7. 著作権について

業務成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に、奈良県知事に無償譲渡するものとします。

また、著作者は当該著作物にかかる著作者人格権を行使しないことを保証するものとします。

8. その他

<お願い>

○県内金融機関の利用について

代金の支払いに係る振替先口座については、県内金融機関を優先してご利用くださるようお願いいたします。

<お知らせ>

- ① 本県においては、平成14年4月より、契約書に「談合等による解除」及び「損害賠償の予定」条項を設け、不正に対して今まで以上に厳正に臨むこととしております。
- ② 談合等と疑わしい事態が発生した場合には、全入札参加者から「工事費内訳書」を提出いただき、事情聴取することがありますのであらかじめご了承ください。

- ③ 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時土木設計業務等契約又は測量・調査等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- ④ 上記③(8)の届出を怠った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。
 - ⑤ 平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。
 - (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
 - (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
 - (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

入札注意事項

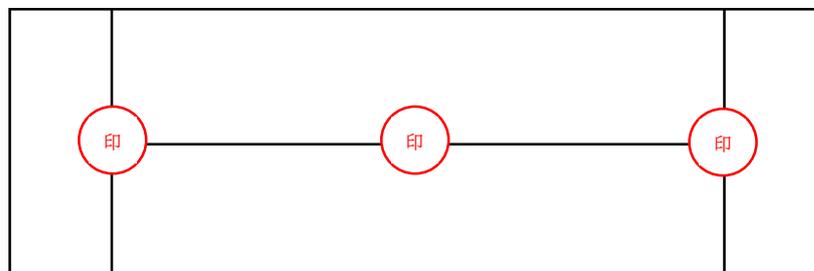
- (a)入札書の宛名は『奈良県知事 山下 真』です。
- (b)入札者は本人名義に限り、代理人の入札は認められません。
- (c)入札書は封筒に入れ、封書の表に
「7月10日開札 史跡桜井茶臼山古墳公有化 物件補償調査業務委託 6文財第9号 入札書在中」と明記し、併せて業務場所・業者名を記載してください。
封筒は、代表者の印で封印してください。私印・会社印は失格とします。

(封筒の記載例)

【表】

7月10日開札 史跡桜井茶臼山古墳公有化 物件補償調査業務委託 6文財第9号 入札書在中 奈良県知事 山下 真 様 業務場所 ○○○○○○ 業者名 ○○○○○○
--

【裏】



- (d)入札書は二重封筒とし、入札書を入れた中封筒を表封筒に入れ、表封筒に「7月10日開札 史跡桜井茶臼山古墳公有化 物件補償調査業務委託 6文財第9号 入札書在中」と朱書きの上、文化財課長あての親展とし、下記まで書留郵便でお送りください。

【送付先】〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県 地域創造部 文化財課長

(表封筒の記載例)

<p>(初度)</p> <p>(再度)</p> <p>入札書を入れ封印した中封筒 2通を表封筒に入れて郵送</p>	<p>書留</p> <p>文化財課長 殿 親展</p> <p>7月10日開札 史跡桜井茶白山古墳公有化 物件補償調査 業務委託 6文財第9号 入札書在中</p>
---	---

(e)本業務の竣工期日は、令和6年9月30日(月)までとします。

(f)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(g)奈良県 地域創造部 文化財課分に係る設計業務の入札結果により、同一会計年度に、同一業者が連続(接続)した場所において工事を施工することになる場合は、諸経費を再計算して請負額を変更します。

(h)入札心得を熟読のうえ入札して下さい。

(i)設計図書に対する質問は6月24日(月)午後4時まで、文書にてメールにより提出してください。送信後、必ず電話にて送信した旨の連絡をしてください。

【送付先】奈良県 地域創造部 文化財課 記念物・埋蔵文化財係

【メールアドレス】bunkaz@office.pref.nara.lg.jp

【TEL】0742-27-9866

※質問に対する回答は7月1日(月)午後3時以降に、奈良県ホームページに記載します。

ご注意ください！

入札に参加される皆様へ！

平成27年4月から入札方法が変更されています。

★入札時に、積算内訳書の提出が必要です。

積算内訳書を、入札書に同封し、投函してください。

以下の場合、失格となります。

- ・積算内訳書が同封されていなかった場合
- ・同封された積算内訳書が、当該入札書のものであると確認できない場合
- ・同封された積算内訳書が、入札者のものと確認できない場合

★積算内訳書以外の施工体制確認調査の提出書類は、開札後、落札候補者に対してのみ求めます。

○施工体制確認調査について

開札後、落札者の決定を保留し、**落札候補者に対し**施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。後日、その結果を閲覧に供します。

最低額の入札者であっても施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。

最低額で同額の入札があった場合は、くじにより調査の順位(落札の優先順位)を決定します。

提出された書類に基づき聞き取り調査を実施します。書類の提出及び聞き取り調査に応じない場合は失格となります。また、提出された書類に不備がある場合も失格となることがあります。

※落札候補者は、指定の期日(7月12日(金)午後4時)までに下記の提出書類及び添付資料を奈良県 地域創造部 文化財課へ提出してください。

【提出書類一覧】提出部数:1部(代表者印等を押したもの)

様式番号	様式名	提出時期(対象者)
様式1	施工体制確認調査報告書	開札後(落札候補者のみ)
様式2	業務履行に関する実施体制図	開札後(落札候補者のみ)
様式3	配置予定技術者名簿	開札後(落札候補者のみ)
様式4	積算内訳書(レベル3まで記載)	入札時(入札者全員)
様式5	手持ち機械等の状況	開札後(落札候補者のみ)

上記提出書類の様式は奈良県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。<https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=25013>

入札書の記載において、次の場合は、失格または無効となりますので、ご注意ください。

【入札書における失格・無効基準】

様式1

入 札 書

金

		億		百		千		円
--	--	---	--	---	--	---	--	---

 円

1 工事名 ○○○○ ○○○○工事（事業）

2 工事番号 第 ○-○-○ 号

3 工事場所 ○○市 ○○ 地内

4 入札保証金 免除 円
 ただし、現金 円
 代用証券 円（内訳別紙のとおり）

入札心得を遵守のうえ、上記のとおり入札します。

令和 ○○年○○月○○日

奈良県知事 山下真 殿

入札者 住所（所在地） ○○県○○市○○

 氏名（名称） ○○○○株式会社
 代表取締役 ○○ ○○ 印

 （代理人 ○○ ○○ 印）

入札書の記入で鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用したものは失格

以下、無効
 ■金額の訂正
 ■金額の桁ずれ
 ■数字判読不能

以下、失格
 ■工事(事業)名間違い
 ■未記入

以下、失格
 ■番号数字の違い
 ■未記入

以下、失格
 ■工事場所間違い
 ■未記入

以下、失格
 ■公告日(入札通知日) ~開札日の間以外の日付記入

以下、失格

以下、無効
 ■誤脱・未記入
 ■印もれ・印影不明瞭

以下、無効(代理人入札のとき)
 ■誤脱・未記入
 ■印もれ・印影不明瞭
 ■委任状と異なる印

様式4

積算内訳書(補償コンサルタント業務)

業務名(業務番号)	史跡桜井茶臼山古墳公有化 物件補償調査業務委託(6文財第9号)			
業務区分・工種・種別	単位	数量	金額(円)	摘要
共通				
打合せ協議	業務	1	〇〇〇〇〇	
作業計画の策定	業務	1	〇〇〇〇〇	
建物等の調査				
現地踏査	業務	1	〇〇〇〇〇	
工作物の調査				
農家敷地A 600㎡以上1,000㎡未満	戸	1	〇〇〇〇〇	
営業その他の調査				
移転雑費	所有者・世帯	1	〇〇〇〇〇	
直接人件費 (A)			0	
直接経費 (B)			〇〇〇〇〇	
直接原価 (C)=(A)+(B)				
その他原価 (D)				
業務原価 (E)=(C)+(D)				
一般管理費等 (F)				
業務価格 (G)=(E)+(F)			0	

設計書に対応する項目を記入すること。

積算内訳の計算内容に誤りがあった場合は無効とする。

入札書に記載の額と一致させること。
入札書に同封された積算内訳書が当該入札書の
ものであると確認できない場合は失格とする。

- 【記載要領】
- 仕様書に対応するレベル3までの内訳書とする。
 - 以下の様式の記載内容と整合のとれた内訳書とする。
 - 設計書に記載のない「端数調整」等の項目を追加しないこと。
また、端数調整のため金額を二段書きしないこと。
 - 各小計(合計)欄において端数調整をしないこと。

住所(所在地)
氏名(名称)

住所、氏名を必ず記入すること。
(押印は不要)
入札書に同封された積算内訳書が、入札者のものと確認できない場合は失格とする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。